

概要

遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）に関する勉強会

- 1) 日 時：2月17日（水）15:30～17:30
- 2) 場 所：地球環境パートナーシッププラザ（GEOC）セミナースペース
- 3) テー マ；諸外国のABS関係法令等及びその情報共有について
- 4) 登 壇 者：<第1回>笠原 綾（環境省生物多様性施策推進室持続的利用係長）
<第2回>鈴木睦昭（国立遺伝学研究所知的財産室 室長）
磯崎博司（上智大学客員教授及び岩手大学名誉教授）
- 5) 司 会：尾山優子（（一社）環境パートナーシップ会議 リーダー）
- 6) 議 事 録：

○ 登壇者プロフィール紹介

- ・ 鈴木睦昭（すずき むつあき）。国立遺伝学研究所知的財産室室長。テキサス大学医学
生物学研究所博士研究員、静岡県立大学助手・学内講師、カルフォルニア大学ロサンゼ
ルス校 Visiting Professor、日本たばこ産業株式会社主任研究員、東京大学先端科学技術
研究所知的財産マネジメント人材育成プログラムを経て、現職に至る。また、2013 年度
において、文部科学省技術参与及び、環境省「名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討
会」の委員を兼任。
- ・ 磯崎博司（いそざき ひろじ）。上智大学客員教授および岩手大学名誉教授。環境省「名
古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会」座長やABSの遵守に関する法律専門家会合の
座長のほか、関係省庁・自治体等の審議会・委員会等の委員・座長を務める。著書『生物
遺伝資源へのアクセスと利益配分—生物多様性条約の課題』（共編著）（信山社出版、2011
年）のほか、関連論文多数。

○ 第1回

- ・ 講演「諸外国の動向について」<笠原 綾>

環境省ではこれまでにABS・名古屋議定書についての情報収集・発信を行っており、そ
の一環として、海外の関係法令等についての和訳を行い、Webに掲載してきたことにつ
いて紹介。ABSクリアリングハウス並びに各国の法令等の概要及び整備状況のほか各国の関
係法令に関する情報についても紹介した。

○ 第2回

- ・ 講演①「遺伝資源へのアクセスの手続きについて」／鈴木睦昭

タイ、ベトナム、インドネシア、マレーシア、インドについて、ABS クリアリングハウスの掲載された提供国法令等に関する情報のみならず、これまでに各国の ABS 関係機関や各国キーパーソンへの聞き取り調査、実際に遺伝資源の取得を行った研究者からの情報も含めた、研究許可の取り方および事前の情報に基づく同意を取得する手続き等についてご紹介いただいた。また、我が国から遺伝資源を国外に提供する際の注意すべき項目や、国立遺伝学研究所 ABS 学術対策チームにおける国内研究者に向けた啓発活動等についてもご紹介いただいた。

・講演②「EUにおける遺伝資源の利用者のための遵守措置について」／磯崎博司

ABS の仕組みや名古屋議定書の第 15 条-第 17 条が締約国に求めることについてご紹介いただいた上で、EU 規則について、特に「相当の注意」義務や「最善慣行」等の解釈についてご紹介いただいた。

○ 質疑応答等（会場からの意見・質問と回答に関し、主なものを記載）

- Q. フランスの提供国措置施行後にコレクションを移転した場合の扱いはどうなるのか。
- A. フランスの担当者は、フランスのコレクションをフランス国内において、例えば食品に用いていたものを医薬品に用いるような場合、手続きが必要であると言っていた。詳細は分からないので、今後コレクションから移転したものの取扱いについては担当者に聞いて欲しい。
- Q. 好循環を達成できるよう、遺伝資源を取得しやすくなるような仕組みを作るためにどのような支援をすればよいのか。
- A. 遺伝資源の利用がうまく回らないといけないと思う。提供国措置がよく分からないという意見を聞くので、情報をクリアにしたい。
- Q. 使った標本を預ける際の MAT 等の扱いはどのようにするのか。
- A. PIC で標本を取得する条件が決められる場合もあり、標本の取得時の共有条件が MAT に書かれるということもある模様。
- いずれにせよ、標本の原産国にサンプルを残していくことが基本であると思う。
- Q. EUにおけるモニタリングの方法はどのようなものか。
- A. モニタリングは行政が行う。各国が、遺伝資源の利用状況等を踏まえてモニタリングの計画を立て、利用者に遺伝資源の適切な受け渡しがなされたかどうかを報告させる。
- Q. 提供国が 20 年前にアクセスした遺伝資源について主権を主張してきた場合どのように対応すればよいか。
- A. 現時点でそのような遡及を行う法令は聞かないが、主権が及ぶのはその国内のみ。例えば、その国に 20 年前から法令があり、国内の事業者が取得の許可無しに遺伝資源を持ち出していた場合であっても、遺伝資源が日本国内にあればその国の主権は及ばない。ただ、過去に遺伝資源を違法に取得した者本人が、法令の時効前に当該遺伝資源を持ってその国に入った場合には、法令違反に問われる可能性はある。
- Q. 日本の国内措置の検討には EU 規則も参考にしているのか。

- A. 先行事例として参考になっているが、そのままでは日本にはなじまないこともあるため、今後状況も注視したい。
- Q. スイスはどのような経緯で提供国措置を作ったのか。
- A. スイスは出所を明確化すること、またスイスの遺伝資源がどのように利用されているか把握するために提供国措置を作ったと聞いている。
- Q. 日本が締結するメリット・デメリットについて
- A. 日本も名古屋議定書を締結して、締約国会議のルール作りの場で発言権を持てることは重要。他方で、他国のクレームにも対応出来るような体制作りが必要になるだろう。
- Q. 締結の時期はいつか。
- A. 具体的な時期は予断できないが、引き続き、早期の締結に向けて、関係省庁で締結に必要な国内措置を検討している。

以 上